

令和7年12月25日

報道各位

新潟市こども未来部幼保支援課

## 市立保育施設における虐待事案について

このたび、市立保育施設において、職員（以下当該職員）による児童（以下当該児童）に対する虐待事案が発生しましたので報告します。

### 1 概要

（1）令和7年11月20日（木）

当該児童が他の児童を押した際に、これを止めようとした別の職員を当該児童が叩いた。その場面を見ていた当該職員が当該児童の手の甲を1回叩いた。手の甲には叩いた跡はつかなかった。

（2）令和7年11月26日（水）

当該職員と向かい合う他の児童の間を当該児童が走って通過した。当該職員が当該児童のズボンをつかみ、ズボンの上から足のすねを叩いた。すねには叩いた跡はつかなかった。

（3）令和7年11月27日（木）

園長が（1）、（2）の情報を得て、区役所健康福祉課に報告した。

### 2 当該職員の行為についての判断

国の「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和7年8月改訂）に沿い、上記1（1）、（2）の行為は虐待に該当すると判断した。

### 3 これまでの対応

（1）当該職員について

・事案発覚以降、児童対応は行わせていない。

（2）園の全職員に対し聞き取り調査を実施

・上記1（1）、（2）以外の虐待行為は確認されなかった。

（3）当該児童の保護者への対応

・11月28日（金）に概要を説明し謝罪を行った。

・12月11日（木）に上記（2）の調査結果を説明し、改めて謝罪を行った。

### 4 再発防止策について

○当該園において、全職員に対して、虐待防止のための研修を実施した。

○全市立園を対象に、12月24日（水）にガイドラインの再確認、虐待の防止及び発生時の対応についての研修を実施した。

○私立園についても、ガイドラインの再周知を図る。

※本件に関するお問い合わせは、午後7時までにお願いします。

【問い合わせ先】

こども未来部幼保支援課 佐藤  
電話 025-226-1214